

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 危機管理室

1. 債権名(債権区分)

災害援護資金貸付金	区分: 私債権
-----------	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

26実績	148,982 千円	27目標	116,764 千円	27実績	141,461 千円
28目標	108,825 千円	29目標	101,425 千円		

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	26実績	27目標	27実績	28目標	29目標
	整理率	26実績	27目標	27実績	28目標	29目標
過年度	徴収率	26実績 6.0%	27目標 6.8%	27実績 5.0%	28目標 6.8%	29目標 6.8%
	整理率	26実績 6.0%	27目標 21.6%	27実績 5.0%	28目標 23.1%	29目標 6.8%

4. 27年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	合計	143 件	141,461 千円	144 人
27年度賦課分		件	千円	
26年度以前賦課分		143 件	141,461 千円	

回収債権

計	115 件	112,269 千円
①処分したもののうち、換価前のもの	9 件	14,404 千円
②分納誓約・徴収猶予	44 件	41,650 千円
③交渉中	62 件	56,215 千円

整理債権

計	28 件	29,192 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの	1 件	1,624 千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの	2 件	1,933 千円
⑥時効年限を経過したもの	7 件	1,495 千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの	3 件	4,697 千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの	14 件	17,603 千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの	件	千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの	1 件	1,840 千円

5. 27年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
B1		B1

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

27年度 取組内容	27年度 取組実績
-	-



課題	改善策
-	-

○過年度の取組内容の検証など

27年度 取組内容	27年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。 ・分割納付誓約の提出のない4名については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。 ・現在区役所で回収事務を行っている債権について、資料の整理が完了したのから順次危機管理室への引継ぎを実施することで、未収債権の管理を強化していく。 ・債務者の資力調査などを踏まえ、法的にも回収が困難であると判明した債権について債権免除の手続きを取るべく、規程の整備を行う。 ・低収入の債務者について他都市の状況を参考に、債務免除の対象とできるか本市の方針を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割納付誓約を締結した債務者については、債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底し、8名が完済となった。 ・分割納付誓約のない者について分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行った。 ・区役所で回収事務を行っている債権について、資料の整理が完了したのから順次危機管理室への引き継ぎを実施しており、平成27年度には6件の引き継ぎを実施し未収債権の管理強化を図った。 ・低収入の債務者について債務免除とする判断基準について他都市の状況を参考に検討を行った。



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・債務者・保証人ともに破産免責を受けるなど回収不可能な債権があることにより、債務残高に対する回収率は過小なものとならざるを得ない。 ・私債権であることから調査権に限りがあり、悪質な債務者に対して有効な対策が取れないとともに、債務者・保証人が死亡した場合の相続人調査が困難となっている。 ・債務者の高齢化に伴い、低収入の債務者が多くなっていることから徴収が困難になってきている。 ・国から示された免除基準の中で「市町村の裁量により判断」できるとされた部分において、国及び他都市の状況等を踏まえつつ本市の方針を決める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国から示された免除通知を踏まえ、破産免責等を受け法的にも回収困難な案件について、免除の手続きを行うために規程等の整備を行い、債務残高の圧縮を図る。また低収入の債務者について国及び他都市の状況を踏まえ本市の方針を決定する。 ・債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理に努めていく。

6. 28年度の取組内容 (5.「27年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

○現年度分口
○過年度分
<ul style="list-style-type: none"> ・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。 ・分割納付誓約の提出のない者については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。 ・現在区役所で回収事務を行っている債権について、資料の整理が完了したのから順次危機管理室への引き継ぎを実施することで、未収債権の管理を強化していく。 ・国から示された免除通知を踏まえ、破産免責等を受け法的にも回収困難な案件について免除の手続きを行うために規程等の整備を行い、債務残高の圧縮を図る。また、低収入の債務者について国及び他都市の状況を踏まえ本市の方針を決定する。

(参考)27年度実績及び28年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

芦屋市、尼崎市、伊丹市、西宮市の状況を確認したが、当初貸付額に対する平成27年度末時点の回収状況については、4市平均87.54%となっており、本市の88.17%とほぼ同程度の回収率となっている。また、平成28年3月末現在の残高に対する4市の平均回収目標率については、4.95%、本市6.8%である。